

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます!

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに置いてかざすだけ!



どんなメリットがあるの?

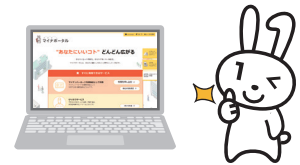
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。




※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。



利用には申込が必要です

●スマートフォンからマイナポータルで申込

- STEP1** マイナポータルアプリを起動する。
- STEP2** 健康保険証利用「申し込む」をタップする(押す)。
- STEP3** 利用規約等を確認して、同意する。
- STEP4** マイナンバーカードを読み取る。
利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了

ここをタップ(押す)

